

商法における財産目録の復権

安 藤 英 義

序

わが国では、昭和四九年の商法改正で、商人の開業財産目録及び決算財産目録の制度を廃止した。しかるに、この制度の発祥の地であるヨーロッパでは、これらは健在である。しかも、最近のEC諸国における商法及び会社法の改正を見ると、財産目録の本来の役割が見直されているようである。

というのは、財産目録は従来、貸借対照表等と一緒に決算に関する規定で取り上げられていたが、最近では、決算に先立って、むしろ簿記との結び付きで規定される傾向にある。この現象は、取引記録（日記帳）とともに古い歴史をもつ財産目録の本質の再認識であり、商法会

計制度における財産目録の復権であると見られる。

本論文では、この現象を具体的に紹介した上で、商法会計制度の歴史におけるこの現象の位置付けを行い、最後に、わが国の商法規定の問題点に言及する。

一 旧規定と新规定の違い

(1) 西ドイツ

西ドイツ商法は一九八五年に改正された。改正前の商業帳簿規定（一編四章）では、商人の簿記義務を定める第三八条に続いて、財産目録に関する次の規定があった。

第三九条 財産目録・貸借対照表

① 商人は開業の時に、不動産、債権及び債務、金銭

の額及びその他の財産を詳細に記載し、同時に各財産の価値を附し、且つ財産及び債務の関係を表示する決算書を作成せねばならない。

② 商人は次いで毎營業年度末について、かかる財産目録 (Inventar) 及び貸借対照表 (Bilanz) を作成せねばならない。……

③・④ (省略)

ここでは、開業時及び決算時に作成すべき財産目録と貸借対照表とが一緒に規定されている。同様のことは、財産評価に関する次の規定にも見られた。

第四〇条 貨幣本位・評価

① (省略)

② 財産目録及び貸借対照表の作成に際しては、総ての財産及び債権は、その作成の基準時点でそれらに附すべき価値によって記載されねばならない。

③・④ (省略)

このように改正前には、財産目録と貸借対照表とはほとんど一緒に言及されていた。

西ドイツ商法の改正後 (現行) の商業帳簿規定 (三編) では、総ての商人に対する第一章の第一節が「簿

記・財産目録」と題し、その中で、商人の簿記義務 (二三八条) 及び商業帳簿の記載及び保存方法 (二三九条) に続いて、財産目録に関する次の規定がある。

第二四〇条 財産目録

① 商人は開業の時に、不動産、債権及び債務、金銭の額並びにその他の財産を詳細に記載し、同時に各財産及び債務の価値を附さねばならない。

② 商人は次いで毎營業年度末について、かかる財産目録を作成せねばならない。營業年度の期間は十二か月を超えてはならない。財産目録の作成は、正規の業務進行に相応の期間内に完了せねばならない。

③ 有形固定資産の各資産並びに原料、補助材料及び経営材料は、それらが規則的に取り替えられ且つそれぞれ総額が当該企業にとり重要でない場合には、それぞれの高が量、価値及び構成において変動が小さければ、変らぬ数量及び変らぬ価値を以て記載することができ。但し、原則として三年毎に実地棚卸が行われねばならない。

④ 同種の棚卸資産並びにその他の同種又はほぼ同価値の動産は、その都度、一グループにまとめ且つ加

重平均価値を以て記載することができる。

第二四一条 財産目録作成の簡便法

① 財産目録の作成に際し、財産の在 High の調査は、種類、数量及び価値に關して、任意抽出試験に基づく承認された数理統計的方法によることも可能である。その手続は正規の簿記の諸原則に従わねばならない。このようにして作成された財産目録の証言価値は、実地棚卸に基づき作成された財産目録の証言価値と同等である。

② 營業年度末についての財産目録の作成に際し、財産の在 High が種類、数量及び価値について、実地棚卸によらざるもこの時点について確定され得ることが、正規の簿記の諸原則に従った他の手続の利用により保障される限り、この時点についての財産の実地棚卸は要求されない。

③ 營業年度末についての財産目録には、次の場合に財産の記載を要しない。

- 1 商人がその在 High を、実地棚卸又は第二項により認められた他の手続に基づき、種類、数量及び価値について、營業年度末の前三か月以内又は後二か月

以内のある日について作成した特別の財産目録に記載し、且つ、

2 その特別の財産目録を基にして、正規の簿記の諸原則に従った継続記録法又は遡及計算法の利用により、營業年度末に存在する財産の在 High が、この時点について正規に評価できることが確實である。

右の二か条に相当する規定は、すでに紹介した改正前の第三九条及び第四〇条の中に見られた。したがって、これらの規定の内容が特に目新しいというわけではない。注目したいのは、これらの財産目録の規定が維持され、しかも貸借対照表等の年次決算書の規定とは明確に分離されたという点である。すなわち、第一章第一節「簿記・財産目録」は右の第二四一条で終り、続く第二節は「開業貸借対照表・年次決算書 (Jahresabschluss)」の作成義務から成る年次決算書 (Jahresabschluss) の作成義務 (二四二条) 等を規定する。一般商人に關する財産の評価規定 (二五二条、二五六条) もその中に位置する。財産の評価原則ないし基準は、財産目録ではなく年次決算書のところで規定されているのである。

(17) 商法における財産目録の復権

(2) フランス

フランスの商法は一九八三年に改正された。改正前の商業帳簿規定(一編二章)では、商人の日記帳作成義務を定める第八条に続いて、財産目録に関する次の規定があった。

第九条 商人は毎年、企業の積極財産及び消極財産の財産目録 (*inventaire*) を作成し、且つ貸借対照表 (*bilan*) 及び損益計算書 (*compte de ses pertes et profits*) の作成の為に総ての勘定を締切らねばならない。

貸借対照表及び損益計算書は、財産目録帳 (*livre d'inventaire*) に謄写される。

ここでも、財産目録は貸借対照表及び損益計算書と一緒に規定されていた。しかるに、改正後の「商人の会計」規定(一編二章)では、財産目録は次のような形で登場する。

第八条 商人の資格を有する総ての自然人又は法人は、その企業の財産に影響を及ぼす変動について会計記録 (*enregistrement comptable*) をつけねばならない。

商人は財産目録によって、少なくとも十二か月に一

度、企業の積極財産及び消極財産の存在及び価値を検証せねばならない。

商人は、会計記録及び財産目録に基づいて、会計年度末に年次計算書 (*comptes annuels*) を作成せねばならない。年次計算書は、貸借対照表、成果計算書 (*compte de resultat*) 及び附属明細書 (*annexe*) を含む。これらは不可分の全体を成す。

右の第一項は会計記録、第二項は財産目録、そして第三項は年次計算書について、それぞれの作成義務を定めたものである。この条文構成と財産目録規定(二項)の文言から、財産目録は、決算のためばかりでなく、会計記録の検証という独立の目的を感じさせる。

(3) イギリス

イギリスの会社法は、一九四八年法を基本法として改正法を重ねてきたが、一九八五年会社法でこれらを統括した。一九四八年会社法では、財産目録ないし実地棚卸の要求は見られなかった。しかるに、一九八五年会社法は、一九七六年会社法(一二条四項、五項)から引き継いだ、次の規定を有する。

第二二条 会計記録の作成

- ① 会社は、本条の規定に従って、会計記録 (accounting records) が作成されるようにせねばならない。
- ② 会計記録は、会社の取引を示し且つ説明するのに十分でなければならず、且つ
- ④ 何時でも、合理的な正確性をもって、その時の会社の財政状態を開示し、且つ
- ⑤ 本編により作成される貸借対照表及び損益計算書が、会社の計算書等の様式及び内容に関する本法の要求に従っていることを、取締役が確信させ得るようでなければならぬ。
- ③ 会計記録は特に、
- ⑥ 会社が受取った及び支払った総ての金銭の額、並びに収入及び支出が生じた事由、の日々の記入、及び
- ⑦ 会社の資産及び負債の記録、を含まねばならぬ。
- ④ 会社の営業が物品 (goods) を扱う場合には、会計記録は、
- ⑧ 会社が毎会計年度末に保有する在庫品の目録

(statements of stock)'

- ⑥ ⑧号で述べた在庫品の目録が作成された又は作成されるべき基礎であるところの、実地棚卸の総ての目録 (all statements of stocktakings) 及び
- ⑦ 通常の小売の形で売られた物品の場合を除いて、個々の物品並びに買手及び売手を特定し得る程に詳しく、売買した総ての物品の目録 (statements of all goods sold and purchased) を含まねばならぬ。

このようにイギリスでも最近では会計記録の必要記載事項のうちに、物品を扱う営業では実地棚卸の目録が含まれているのである。

以上、西ドイツ、フランス及びイギリスについて、財産目録に関する規定の最近の変化を眺めた。その結果、財産目録の健在と、財産目録と簿記ないし会計記録の結び付きが確認できたであろう。

二 財産目録の歴史と役割

(1) 財産目録中心の時代

近代の商法における財産目録のはじまりは、周知のとおり、一六七三年のフランス商事勅令第三章の次の規定である。

第八条 総ての商人はまた、(この勅令の公布後—安藤) 同じ六か月の期間内に、自己の一切の動産・不動産及び債権・債務の財産目録を作成して、これに署名せねばならない。これは二年ごとに照合され、改新されねばならない。

この条文に先立って、日記帳を中心とする帳簿の作成に関する規定(一条—六条)が存在する。日記帳に対して法が期待する役割は、商事勅令第一章の次の規定から明らかである。

第一条 卸売及び小売を行う商人並びに銀行業者で、破産のときに、既に命令したとおりの署名及び花押のある記録簿及び日記帳を提示しない者は、詐欺破産者とみなされ得る。

詐欺破産とは財産の隠匿や不当処分により債権者を被害する破産であるが、日記帳にはそのような詐欺破産を防止する役割が期待されたのである。それでは財産目録の役割も同じかというと、商事勅令ではどうもそうでは

ないのである。というのは、右の第一条からも判るように、財産目録は破産時に提示されるべき書類に含まれていない。そこで、当時の注釈書を調べてみると、財産目録の作成は、「商人が自己の事業の現状を把握し、それにより自己の資力に応じた取引を行えるようにするためである」(D. Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance du commerce du mois de mars 1673*, Paris 一七六一年、三八頁—三九頁)という。商人をして定期的に自己の財産の状態を認識せしめ、もって財産状態の認識不足による破産、すなわち過怠破産を防止すること、これが財産目録に期待された役割であったのである。

詐欺破産防止のための会計に要求されるのは、財産数量計算である。破産商人に財産の隠匿や不当処分が無かったかが日記帳を手掛に判るようになるためには、日記帳に財産数量の変動記録が不可欠である。これに対して、過怠破産防止のための会計に要求されるのは、財産価値計算である。商人が自己の資力を知るための財産目録には、財産の数量表示だけでは足りず、価値表示が必要である。

財産目録を詐欺破産の防止のためにも利用することが

条文の上ではっきりしたのは、一八〇七年フランス商法からである。前の商事勅令では、財産目録を帳簿に控えることが要求されていなかったが、一八〇七年商法は、毎年の財産目録を特定の帳簿(財産目録帳 *livre des inventaires*)に控えることを命じた(九条、一〇条)。そして、この商法の破産規定では、商人が破産した場合に、帳簿を隠せばその商人は詐欺破産者を宣告され(五九三条七号)、また帳簿をつけていなかったか又はその帳簿が積極財産及び消極財産の真実の状態を示していなければ、その商人は詐欺破産者として起訴され得る(五四四条)。これらの規定では、単に帳簿(*livres*)といい、特に日記帳(*livre journal*)とは、*livre journal* ことから、それは財産目録帳を含むと解される。

詐欺破産、とくに財産の隠匿を防止するうえで、財産目録帳に記載された毎年の財産目録は有効である。破産時点における商人の財産のあるべき数量は、最終の財産目録に記載された財産数量を基に、日記帳に記載されたその後の取引(財産変動)数量を加減すれば、容易に算定できる。さらに財産目録の数量数値は、その前の財産目録とその間の日記帳の数値によって検証できる。財産

目録帳に記載された毎年の財産目録は、財産数量計算のいわば一里塚であり、破産商人の財産隠匿を疑う債権者に対し、任意の年度の財産目録にまでさかのぼって検証することを可能にする。財産目録を利用しない場合には、破産商人の有すべき財産数量は、開業時からの日記帳の記録を集計しなければ得られない。

実はこの場合にも開業財産目録がなければならぬのであるが、一八〇七年商法には未だその規定がない。開業財産目録は一八二九年スペイン商法(三六条)で明定され、これによって、日記帳と財産目録の財産数量計算による詐欺破産防止のシステムは完成した。これを裏付けるようにスペイン商法には、最終の財産目録に記載されていた積極財産のその後の行方を、商業会計によって明らかにできない破産商人は詐欺破産者である、という規定(一〇〇七条四号)が厳存した。

(2) 貸借対照表中心の時代

その後、一八六一年普通ドイツ商法を境に、それまでの財産目録の役割の一つである過怠破産防止は、貸借対照表等の年次決算書が担うようになっていった。それと

同時に、商業帳簿制度が全体として決算中心主義に傾いていった。取引記録(日記帳)に関する条文よりも決算に関する条文の方が多くなり、また決算に際しての財産評価の規定が登場するのが、一八六一年普通ドイツ商法からである。

また、当時のドイツの破産罪規定からも、商業帳簿制度の主目的が詐欺破産防止から過怠破産防止へ移行したことが読み取れる。すなわち、普通ドイツ商法には破産規定が欠けているが、一八五一年プロシア刑法には次のような規定がある。支払を停止した商人が、法律で定められた商業帳簿を作成していなかったか、又は商業帳簿を隠しもしくは無くじたか、又は財産状態の概観を得ることができないほど無秩序に帳簿を作成していた場合には、過怠破産の罪として二年以下の懲役に処される(二六一条二号)。また、支払を停止した商人に、債権者を害する目的でこれらの不作為又は作為(さらに帳簿の改竄を含む)があった場合には、詐欺破産の罪として五年以下の懲役に処される(二五九条三号、四号)。これらの規定によれば、破産した商人が単に商業帳簿を作成していないというだけでは、もはや詐欺破産罪を問われ

ない。商業帳簿の不作成は、債権者を害する意図があった場合に限り詐欺破産罪となるのであり、その意図がなければ過怠破産罪となるだけである。帳簿不作成の破産商人が無条件に問われる罪は、商業帳簿作成の主目的を知る手掛りとなる。されば、ここでは過怠破産の防止が商業帳簿作成の主目的である、ということになる。そして、それから一世紀以上経たわが国の現行破産法の破産罪規定(三七四条及び三七五条)からも、同じ結論が得られる。

決算における貸借対照表中心主義は、ドイツの産物である。フランスで商業帳簿規定の中に貸借対照表が現れるのは、何と一九五三年改正商法(九条―既掲)からである。それまでは財産目録一本である。これに対して、ドイツでは、財産表示目的の「財産の貸借対照表」(Bilanz seines Vermögens)が、一七九四年プロシア普通国法(二編二〇章一四六八条)以来一八六一年普通ドイツ商法(二九条)まで、諸法律及び草案の中に重きをなしてきた。一八九七年商法(三九条―既掲)では、単に「貸借対照表」というが、その本質が「財産の貸借対照表」であることに変わりはない。このようなドイツの伝

統的状况の下に、一八五七年プロシア商法草案(三〇条)及び一八六一年普通ドイツ商法(二九条)でフランス商法の財産目録を導入した結果、財産目録の役割として、貸借対照表作成のための手段ないし一手続である、との見方ができ上って行った。一八六八年刊のアンシュ(Ansg. Anschütz)とフェルデルンドルフ(Erh. v. Volderndorf)の共著『普通ドイツ商法コンメンタール』(Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuche, I. Bd.)においてすでに、貸借対照表はまさに企業の試金石といふべく、財産目録の作成は貸借対照表作成のための基礎である」という主旨の注釈が見られる(二三六頁)。

このような財産目録観は、わが国においてむしろ顕著であった。昭和二四年に岩田巖は「商法における計理体系」と題する論攻(会計、復刊第一号掲載)において、商法における貸借対照表と財産目録の関係を次のように述べている。「我が商法三十三条は独乙商法三十九条にならって制定されたもので、その計理体系もそっくり独乙商法のそれであるとして差支ない……。この条文の解釈としてオスバール、パツソウ、コフエロ、シエア、ラ

イトナー、シュマーレンバッハ等の代表的な学者は、商法上の貸借対照表が財産目録を基礎として作成されるべきこと、後者のみが前者の法的基礎を形成すること……を確認しているのである」(三二頁〜三三頁)。ここでは岩田は、財産目録法による貸借対照表の作成が商法の立場である旨を述べているに止まる。財産目録の役割はそれに尽きるとは一言もいっていない。しかし、岩田の「商法における計理体系」論の内容が卓越していたためか、わが国ではその後、貸借対照表の作成との関連のみ財産目録を考えるという、非常に限定された財産目録観が支配的となっていた。

昭和四九年の商法改正で、商業帳簿から財産目録が削除されたが、その際見られた会計理論的な根拠は、専ら貸借対照表の作成方法の変化(財産目録法から誘導法へ)にある。当時の法務省の担当官自ら、「一覽性の財産目録を作成することは実際上わずらわしいうえ、貸借対照表がこれに基づいてではなく会計帳簿に基づいて作成されている現状にかんがみて、その作成を要しないこととされた」(加藤・黒木『改正商法と計算規則の解説』商事法務研究会、昭和五〇年、九三頁)と述べている。

このように、わが国では非常に狭い財産目録観にとらわれて、商業帳簿から財産目録を削除してしまった。E C諸国が日本のような途を歩まなかったのは、財産目録の本質的な役割を見失っていなかったからに違いない。

(3) 財産目録の本質的役割

財産目録の作成ないし実地棚卸が、正しい決算のために必要であることは言うまでもない。しかし、だからと言って、財産目録は決算のためだけに作成されると考えては、それは誤りである。民法や破産法などに散見する財産目録の多くは、決算のために作成されるのではない。その典型と思われる条文をまず二つ取り上げてみよう。

民法第一〇一一条 ① 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付しなければならぬ。

② 遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会を以て財産目録を調製し、又は公証人にこれを調製させなければならない。

注釈書によれば、「本条による相続財産目録の調製義務は、相続財産の状態を明らかにして、遺言執行者にあ

たえられる相続財産に対する管理処分権の対象を明確にするとともに(一〇一二条①)、遺言執行者の相続財産引渡義務(一〇一二条②・六四六条)、報告義務(計算義務)(一〇一二条②・六四六条)および賠償責任(一〇一二条②・六四七条)の基礎を明確にしておくために、法によって規定された義務である。」(中川善之助編集『注釈民法(26)』有斐閣、昭和四八年、二五二頁、泉久雄稿)

破産法一八九条 ① 破産管財人ハ財産目録及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

② 破産管理人ハ財産目録及貸借対照表ノ謄本ニ署名捺印シ之ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス封印ニ関スル調書ニ付亦同シ

③ (省略)

④ 利害関係人ハ第二項ニ規定スル書類ノ閲覧を求めルコトヲ得

注釈書によれば、「本条は、……第一八八条の財産価額の評定の規定を受けて、これらの計数を集計した結果として破産財団の内容を財産目録および貸借対照表として作成し、破産財団の全体像を明らかにし、爾後の管財

業務の基礎たらしめんとするもので、重要な意義をもつ。一六八条に管財人は任務終了の場合には「計算の報告」をすることおよび二八五条に追加配当後にも「計算報告」をすべきこと等を定めているが、これらは管財業務全期間を通じ計算及計数管理が基本であることを示すものであり、かつ、これらの計算報告の発表及至開始の数字は、本条による財産目録等の数字である。」(斉藤・鈴木・麻上編『注解破産法』青林書院新社、昭和五八年、八六二頁、上野久徳稿)

右の二つの財産目録は、遺言執行者及び破産管財人という財産管理者の責任の基礎を確定するためのものである。財産管理の開始時点の財産在高が明確でなければ、財産管理者のその後の責任も不明確になってしまう。商人及び株式会社社の取締役の場合であれば、開業財産目録といわれていたものがこれに当たる。商人は破産に際して、債権者に対する責任財産の高を明確にする必要があり(詐欺破産の防止)、また株式会社社の内部関係において、財産管理の受任者たる取締役は委任者たる会社(法人)に対して、常に責任財産の高を明確にできなければならぬ。商人及び会社の取締役のこのような責任の基礎を

明確にすべきものが、開業財産目録に他ならなかった。遺言執行や破産管財といった短期的な財産管理であれば、財産目録の作成は最初の一回で足りるが、長期的な財産管理の場合には、その後も定期的に財産目録を作成する必要がある。信託法の次の規定は、その良い例である。

第三九条 ① 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ処理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス

② 受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目録ヲ作ルコトヲ要ス

先に財産目録の歴史を述べた際に触れたように、毎年の財産目録は財産数量計算の一里塚である。それは、過去一年間の計算の終点であり、その後の計算の起点である。財産目録の数量数値は、帳簿記録及び計算の結果と照合されることによって、記録・計算の誤記脱漏を含め管理上の問題の有無を年度毎に発見することを可能にする。財産管理者はそれによって管理を強化する契機が得られるし、さらに財産管理を委任した者が後で管理者の責任を問題とする場合を考えれば、定期的な財産目録の役立ちは計り知れない。商人及び株式会社の場合であれ

ば、決算財産目録といわれていたものがこれに当たる。この名称は、決算のための財産目録という響きをもつが、実は必ずしもそうではなく、商法条文（昭和四九年改正前三三条二項）の「毎決算期ニ……作ルコトヲ要ス」という文言に由来していた、と見る方が正しいであろう。

これまで眺めてきたように、民法、破産法及び信託法などに今日なお健在の財産目録は、決算すなわち貸借対照表等の作成のためではなく、むしろ財産管理者の責任を明確にするために存在する。そして、商人及び株式会社社の取締役にあっても、財産管理の責任を明確にする必要は、他の財産管理者の場合と同様である。商法に存在した開業財産目録及び決算財産目録と、今日でも商法以外に散見する財産目録とに共通しているもの、それは、財産管理者の責任を明確にするという役割である。

一時点の財産の実地棚卸記録である財産目録は、財産変動の帳簿記録と相まって、財産管理者の責任財産の高を明確にする。責任財産の数量的確定をめざす、財産目録のかかる役割は、あらゆる財産目録に共通しており、それゆえ財産目録の本質的な役割である。

最近の西ドイツ、フランス及びイギリスの財産目録規

定は、財産目録のかかる本質を再認識し、財産目録の復権を図っているように思われる。

三 わが国商法の問題点

(1) 昭和四九年改正のゆき過ぎ

昭和四九年の商法改正における財産目録の削除は、財産目録の本質認識の欠如と極端な決算中心主義のなせるわざであり、ゆき過ぎであった、としか言いようがない。

その当時、わが国で財産目録の本質的役割の認識が如何に希薄であったかは、片野一郎の次の指摘からも判る。「企業会計原則によって新しく導入された財務諸表附属明細表については、従来の決算財産目録が内容的に解消して、そこから発展したものである、という見解がそうとうひろく浸み通っていた。これは大きな謬見である。決算財産目録と財務諸表附属明細表とは企業会計の構造上本質的に別個のものである。……財務諸表附属明細表の各表に載せる内容は勘定帳簿に対する明細記録である補助帳簿から導かれる、……これに対して、財産目録は……会計帳簿の外で実地調査によって確認した資産・負

債の内容の明細な資料を記載したもので、……決算財産目録……の重要な機能について世間には正しく理解していない向きがそうとうに多い。」(片野一郎『新簿記精説(下巻)』同文館、昭和五八年、五二六頁)

また、わが国商法が極端な決算中心主義に陥っていることは、条文からも読み取れる。昭和四九年改正後の商法は、商業帳簿規定の冒頭(三二条一項)において、商業帳簿の作成目的を「営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為」としている。この文言中には、取引記録に直接結び付く語、例えば「取引」の語が見当たらない。さらに、これとほぼ同じ文言が、株式会社社の決算書に関する法務省令の計算書類規則第二条の「貸借対照表及び損益計算書は、会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう……」という中に見られる。これらのことから、わが国の現行商法における決算の重視は極端に走っている、と言われても仕方がない。会計帳簿ないし会計記録を含む商業帳簿制度の目的を決算に求める、わが国商法第三二条第一項のような規定は、西ドイツ、フランス及びイギリスには存在しない。

(2) 解釈論の限界

昭和四九年の商法改正では、財産目録の削除と同時に、会計帳簿の記載事項について次の規定が置かれ、今日に至っている。

第三三条第一項 会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭に記載スルコトヲ要ス

一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル営業上ノ財産及其価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額

二 取引其ノ他営業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項
右の記載事項のうちの後者(二号)は、改正前には、いわゆる日記帳(三二条)に記載されていた。されば、前者(一号)は、財産目録に代わる記載事項である。それでは、そのゆえをもつて、会計帳簿には財産目録が記載されると解釈できるであろうか。換言すれば、今日でも商法は財産目録の作成を要求している、と言えるであろうか。答えは否である。

まず、条文の解釈として無理である。第一号の文言中に、財産目録の語がないのはさておき、実地棚卸とか実地調査といった語さえ無い。これでは、帳簿棚卸をもつ

て足れりとする解釈を防ぐことはできない。そもそも財産目録の語を捨てたという事実は、如何ともし難い。次に、イギリスの会社法の規定との比較からも、否定的な答えが得られる。すでに紹介したイギリス会社法第二二一条の第三項は、会計記録の一つとして「会社の資産及び負債の記録」を掲げながら、それとは別に第四項で「実地棚卸の目録」の記録を要求している。このことは、単に「資産及び負債の記録」というだけでは、実地棚卸まで要求したことはないこと意味しており、わが商法の条文解釈の上でも参考になる。

現行商法の解釈論として財産目録に辿り着けないか、今少し模索してみよう。そこで考えられるのは、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計履行ヲ斟酌スベシ」(三三二条二項)という規定の存在である。会計帳簿記載事項の規定(三三条一項一号)の文理解釈からは無理でも、公正な会計履行として、開業及び決算に際しての財産目録の作成ないし実地棚卸が行なわれていれば、右の斟酌規定によって財産目録に辿り着けるであろう。

しかるに、会計履行として決算財産目録の作成が行な

われていたなら、財産目録が商法から削除されることはなかったはずである。その証拠に、法務省担当官自ら財産目録の削除の理由の中で、「会計帳簿が完備し、固定資産台帳その他に財産目録の内容は分化して収録されており、また、一覽性の財産目録を作成することは實際上わずらわしい」(加藤・黒木・前掲書、九三頁)と述べている。固定資産台帳などの補助簿が完備していれば、財産目録ないし実地棚卸は不要である、とする誤った認識がそこには窺われる。まさに、先に紹介した片野の指摘したとおりである。

現実の会計履行に望みがないなら、最後は企業会計原則に託すしかない。企業会計原則は公正なる会計履行に該当する、と一般に理解されているからである。その企業会計原則の中で頼りになりそうなのは、一般原則二にある正規の簿記の原則―「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」―である。しかるに同規定は、単に「正規の簿記」及び「正確な会計帳簿」というだけで、それらが実地棚卸を含むかどうかについては不明である。同規定には注解「注1」が附されているが、その

内容は、重要性の原則の適用についてであり、実地棚卸には触れていない。企業会計原則の解説書にも、この辺の説明はないようである。企業会計原則は、その一般原則の冒頭の真実性の原則―「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならぬ。」―からも判るように、専ら決算を念頭に置いている。そのような企業会計原則に、決算以前の会計の次元に位置する財産目録を求めることは、やはり無理なのであろう。

(3) 立法論に期待

商法の解釈論では財産目録の作成要求を読み取ることではできないとなると、立法論によって解決する他はない。すなわち、わが国商法は、商業帳簿規定において財産目録を復活すべきである。

目下の商法改正問題で、法務省筋は、株式会社における「計算の分離・明確」が債権者保護のための基本的条件であるという。すなわち、「債権者のための相当の担保財産の存在およびその担保財産が株主・社員の個人財産等他の財産と分別されていることが要求される。この

ことは、衡平の見地から明らかである」(稲葉威雄「大小区区分立法に関する諸問題(7)」商事法務九八六号、昭和五八年九月、一二頁)という。要するに、「計算の分離・明確」とは責任財産の高の明確に他ならず、されば財産目録はそのために不可欠である。進行中の商法改正問題で、財産管理の責任の明確という会計の最も基本的な役割が意識されていることに、私は注目している。

商法に財産目録を復活すべし、という、当然予想されるのが実践可能性の問題である。小さな商店ならともかく、ちょっとした企業になれば、決算日に一斉に実地棚卸を行うことは、確かに不可能に近いであろう。法人に不可能を強いてはいけない。すでに紹介した西ドイツ商法第二四〇条及び第二四一条は、この問題を上手に処理している。すなわち、原則となる規定(二四〇条一項、二項)を据えた上で、簡便法ないし例外を認める規定(二四〇条三項、四項、二四一条)を置いている。このようにすれば、原理・原則を見失うことなく、実践上の困難に応じることができる。法はこうあるべきであらう。わが国も立法に際し、大いに見習うべきである。

(一橋大学教授)